

国際メディカル専門学校履修に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国際メディカル専門学校の授業時間編成を規定するとともに 学則第 22 条の規程に基づき、科目試験及び実習、実技及び臨床実習の評価（以下、科目試験等）に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(授業時間編成)

第 2 条 本学の授業時限は下記を原則とする。

1) 講義・演習

(昼間部)

1時限	9：30～11：00
2時限	11：10～12：40
3時限	13：40～15：10
4時限	15：20～16：50

(鍼灸学科夜間部)

1時限	18：00～19：30
2時限	19：40～21：10

2) 臨地実習

8：30～16：00

(科目試験等の定義)

第 3 条 科目試験等とは、学則別表 2 に掲げる科目について、授業科目ごとに行う試験及び実習、実技及び臨床実習における評価を受けることである。

(科目試験等)

第 4 条 試験は各年次の履修科目ごとに行い、また学期の途中において中間試験を行うことがある。

(受験資格)

第 5 条 前条の科目試験等を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- 1) 当該試験科目の所定の授業時数の 3 分の 2 以上出席していること。
- 2) 授業料等納入済みであること。

(科目試験等の方法)

第 6 条 科目試験等の方法は、筆記試験、口頭試問、レポート提出、実技試験及び実地試験のいずれかとし、場合によってはこれらを併用することがある。

(科目試験等の期日)

第 7 条 科目試験等の期日は、試験実施日の 1 週間前までに発表する。

(採点及び合否判定)

第 8 条 一科目について 100 点満点とし、60 点に満たない場合は不合格とする。

- 2 同一科目を複数の講師が担当した場合の採点は、成績を総合して合否を判定する。
- 3 中間試験を実施した場合は、その成績を加味して判定することがある。

(成績評価の表示)

第 9 条 成績評価の表示は次のとおりとする。

80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

(追試験)

第 10 条 病気、その他のやむを得ない事由により受験できなかった者は、速やかに所定の追試験願を学科長を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

その他のやむを得ない事由とは、災害、忌引等のことをいう。

- 2 追試験は指定された期日に受けなければならない。
- 3 追試験の採点については、第 8 条の規定を準用する。但し、追試験の評価は以下のとおりとする。

85 点以上	A
75 点以上 85 点未満	B
60 点以上 75 点未満	C
60 点未満	D

(再試験)

第 11 条 科目試験等の結果、不合格となった者については再試験を行い学習の機会を与える。

この場合において前試験時に不正行為のあった者、故意に試験放棄をした者は受験資格を失うものとする。

- 2 再試験受験者は、速やかに再試験願を学科長を経て校長に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は 60 点以上を合格とする。ただし、60 点以上であっても評価は「60

点」とする。その他は第8条の規定を準用する。

- 4 再試験を受ける者は、再試験手数料を2日前までに納入しなければならない。

(単位制学科の単位認定)

第12条 単位制学科の単位修得の認定は、第9条および第10条における評価が「C」以上の者(合格者)、または、第11条における合格者に対して行う。

(科目履修の順序)

第13条 看護学科にあつては、基礎看護学実習並びに成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、地域・在宅看護論、精神看護学の各概論と各方法論の授業科目を履修し所定の単位を修得、又は修得見込みの者でなければ、成人、老年、小児、母性、地域・在宅、精神の各看護学実習を履修することはできない。但し、老年看護学Iの実習を除く。

- 2 医療事務・くすり総合学科にあつては、1年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、2年次の病院実習を履修することができない。
また、診療情報管理士学科にあつては、1年次に修得すべき単位及び2年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、それぞれ2年次及び3年次の病院実習を履修することができない。

(補習実習、実習及び臨床実習の補習)

第14条 看護学科の臨地実習において、実習の出席時数が満たない者は、欠席理由が正当であると認められる場合に限り、原則として欠席した日数分かつ実習目標が達成できる日数分の補習実習を行う。

- 2 鍼灸学科の実習及び臨床実習の評価において、D評価(不合格)の者は2時間以上の補習を受けなければならない。補習対象者は、補習後に再試験を受けなければならない。

(進級)

第15条

削除

(卒業)

第16条 学校長は本校所定の課程を修了した者に卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、国際メディカル専門学校運営に関する会議の議を経て校長が

決定する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。